

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 4 年 8 月 2 7 日 (月)

杉 並 区 議 会

目 次

平成25年度予算要望について	3
区制施行80周年記念式典等について	3
理事会の会議記録について	5
定例会の提案事項について	5
決算特別委員会について	
(1) 設置・構成について	5
(2) 正副委員長の選出について	5
(3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について	6
(4) 委員の席次について	9
(5) 資料請求について	1 1
定例会の日程について	1 1
本会議の会議録署名議員について	1 2
本会議の説明員について	1 2
一般質問について	1 2
発言通告について	1 2
議場におけるあいさつについて	1 2
区議会だよりの発行協力依頼について	1 3
議会運営委員会の申し合わせ事項(案)について	1 3
欠席届について	1 4
閉会中の特別委員会の活動経過報告について	1 5
その他	
(1) オリンピック・パラリンピック招致PRポスターについて	1 8
(2) 議員控室について	1 8
(3) 区議会関係例規集について	1 8

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成24年8月27日(月) 午前10時00分～午前11時7分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (6名)	理事 富本 卓 理事 渡辺 富士雄 理事 原田 あきら	理事 大熊 昌巳 理事 小川 宗次郎 理事代理 すぐろ 奈緒
欠席理事	小松 久子	
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子	副議長 島田 敏光
出席理事者	政策経営部長 牧島 精一 総務課長 有坂 幹朗	総務部長 宇賀神 雅彦
事務局職員	事務局長 与島 正彦 議長係長 野澤 雅己 議事係長 井口 隆央 議事係長 杉原 正朗	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事 和久井 義久 庶務係長 高橋 正美 庶務係長 小塩 尚広 庶務係長 担当書記 上野 和貴

(午前10時 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

本日は小松理事が欠席なので、すぐる議員が代理で出席している。

《平成25年度予算要望について》

富本理事 それでは、レジュメに従って行う。初めに、平成25年度予算要望について、理事者から説明がある。

政策経営部長 平成25年度に向けた各会派からの予算要望だが、締め切りの提出を平成24年9月28日の金曜日、提出先は財政課でよろしくお願ひしたい。

以上。

富本理事 例年どおり、要望がある場合は、9月28日に財政課に直接提出をお願いする。

続いて、議会費については事務局から説明願う。

議会事務局次長 平成24年の議会費の当初予算の概要をお配りした。議会費の予算要望についても、区と同様、9月28日までに事務局庶務係のほうに提出いただきたい。

以上。

富本理事 今資料を配っているが、これを参考にしながら議会費のほうも同じように28日、こちらは事務局まで提出を願ひたい。

《区制施行80周年記念式典等について》

富本理事 では、区制施行80周年記念式典等について、理事者からの説明をお願いする。

総務部長 私から、2点説明をする。

初めに、明日議会運営委員会があるが、平成24年第3回区議会定例会に提案する議案について、今回は条例案件が2件、補正予算が1件、名誉区民の認定が1件、人権擁護委員候補者の推薦が1件、平成23年度決算の認定が4件、専決処分の報告が1件、健全化判断比率の報告が1件の合計11件である。

このうち名誉区民の認定は、杉並名誉区民条例に基づき、杉並名誉区民として定めることといたしたく、議案を提出するものである。

お手元の資料をごらんいただきたい。山本氏は、杉並区和田にお住まいで、現在最も高い評価を受けている狂言師の一人である。山本氏は、狂言の技法を高度に体現し、剛直、端正で品格を重んじる大蔵流山本家の芸風を守りつつ、天性の端麗さを加えた独自の境地を確立するとともに、後進の育成や能楽の振興にも尽力されている。そのような

功績が認められ、文化審議会から、本年7月に、山本氏を重要無形文化財保持者、いわゆる人間国宝として文部科学大臣に答申をしたところである。

本議案の提案に先立ち、杉並名誉区民条例第3条第2項に基づいて、杉並名誉区民審議会に対し意見を求めたところ、名誉区民の称号を贈るにふさわしい方であるとの答申をいただいた。

続いて、区制施行80周年に関することである。

区では、杉並区全体が元気になり、区と区民が一体となって取り組んでいくよう、1年を通じてさまざまな記念事業を計画しているが、特に10月は記念事業月間として位置づけている。9月30日には区制施行80周年記念レセプションを開催し、10月1日には杉並公会堂において記念式典を開催する。そして、10月13日、14日には桃井原っぱ公園において、杉並区80周年まつりを開催する。

10月1日は、これは第3回区議会定例会の会期中ではあるが、10年に1度の事業ということもあるので、この日を休会とさせていただきたい。

9月30日のレセプションだが、これについては交渉会派の幹事長の方に、それから1日の式典は区議会議員全員に招待状をお送りするので、ぜひお越しをいただきたい。

私からは以上。

富本理事 30日のレセプションと、1日は何時からどこなのか。皆、忙しい時期だと思うので、お伺いしたい。

総務部長 30日のレセプションが午後6時から東商スカイホール。

富本理事 区内ではないのか。

総務部長 内幸町である。

富本理事 杉並区の80周年なのにか。

総務部長 はい。海外からも来るので交通等を考慮した。私も、その場所になった経緯は今すぐには分からない。

富本理事 式典は何時からか。

総務部長 10時である。

富本理事 大体何時ぐらいまでか。

総務部長 お昼ちょっと過ぎぐらいである。

富本理事 皆さん、それぞれそれなりの立場なので、お願いします。

ほかに、この件についてご質問はあるか。 よろしいか。では、この件については、また改めて案内があるので、よろしくお願いします。

理事者の方は以上なので、退席いただいて結構である。

《理事会の会議記録について》

富本理事 続いて、理事会の会議記録について。

4月3日から6月26日までの記録については、既に7月中旬にメールでお送りしているが、これについてはご承認いただけるか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、承認されたので、本日から公開とする。

《定例会の提案事項について》

富本理事 続いて、定例会の提案事項についてだが、今理事者側から行われたので、もう満たしていると思うので、よろしいか。では、先ほどの説明でご理解いただき、詳しくはあしたの議運で改めて理事者から説明があるので、ご了解いただきたい。

《決算特別委員会について》

(1) 設置・構成について

(2) 正副委員長の選出について

富本理事 続いて、決算特別委員会について説明を願います。

議会事務局次長 まず、決算特別委員会の設置と構成についてだが、従来と同様に、決算特別委員会を第3回定例会に設置するということと、全議員を構成員とする委員会とするということによろしいか。

また、決算特別委員会の正副委員長の選出については、今までの慣例どおり、委員長を副議長会派から、副委員長を議長会派から選出してきた。いかがか。ご了承いただけるなら、両会派で個名を9月5日までに事務局にお知らせいただきたい。

以上。

富本理事 これは毎年どおりで、何の変更もないが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、そのような形で設置をする。全議員で構成をする。正副委員長に関しては、正は、今回でいえば公明会派から、副は自民会派からということで決定をする。

それでは、自民、公明は、5日までに事務局に委員長名、副委員長名をお知らせいただきたい。

(3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について

富本理事 ここから決算特別委員会についての議論をしていかなければいけないことだが、審査方法、日程、持ち時間についてである。

これについては、以前の理事会で5分から6分という話だったが、改めて確認をしなければいけないことがあるので、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。1枚目が審査方法、2枚目が決算特別委員会日程(案)となっている。

3枚目以降が各会派の持ち時間表の案になっている。これにより日程も少しずれることもあるので、案を3つつくった。

まず、案1が、全質疑を予算特別委員会と同じ1人6分で作成したものである。そうすると、大体ほぼ8日間きっちり入るような形になる。案2が、平成13年以前の時間配分で、歳入・総括については4分、歳出は6分で作成したもの。これでいくと、8日間ではなくて7日間で審査が終わるという状況である。案3が、折衷案みたいな形で、歳入・総括については昨年と同じ1人5分、歳出については、この理事会で話し合ったとおり1人6分ということで作成したものである。そうすると、7日半ぐらいの日程になる。この中からご議論いただきたい。

以上。

富本理事 この件についてはたしか小川理事から提案があって、一人6分ということで、みんなで合意した経緯だったと記憶している。私も、11年から議員やっているが、全部6分かと思っていたら、13年以前は歳入・総括は4分で、歳出は6分だったということ。ちょっと私もそこははっきりしなかったので、事務局が今回日程を作成する上で、改めて確認すると、歳入・総括が4分であって、歳出6分という形だったので、ここは改めて確認をしなければいけない。全部を6分に作る案、それから4分を1個だけやって、あとは6分ということ。それからその間の案ということだが、小川理事、何かご意見はあるか。6分と言っていたときの6分の意味合いとか、何かあるか。

小川理事 ちょっと記憶が定かではないが、確かにそういった発言をしていたかと思う。要は、平成11年 - 13年と比べて、当時は、予算委員会がどちらかというと重要視を、重要な委員会は同じだが、より重要視されていた。ところが、現在においては決算委員会のほうがより重要という傾向があるので、6分にしたいほうがいいのではないかとということを出した。ただし、これは皆さんの意見もあるので、逆に予算委員会を減らしてもいいのではないかとというふうな発言もたしかしていたかと思うので、こういった話し合いで合意ができれば、こだわることは特別ない。

富本理事 それで、実はあした議運があるので、できれば本日中にどの案にするかを決定したいが、共産党、ネみからは、何か意見はあるか。

原田理事 うちはすべて6分で行くべきだと。本当にこの間、議会を見ている活発だし、新人の方とかも第1パートからすごく興味深い質問もしているので、ぜひ6分で行くべきだと思う。

すぐる理事代理 この件について話し合ってきたので、ちょっと私は情報がわかってないが、多分6分ではないかと思う。

富本理事 そういうことを主張されるとわかっていて私もちょっと聞いてみたところもある。とはいうものの、80周年の件もあるので、できれば今回は、歳入・総括を5分で歳出を6分ぐらいでとりあえずご理解いただければというのが正直なところだが。

小川理事 これ、7日間と8日間と書いてある。この辺の始まったときと終わりが同じというのは、どういうことか。

富本理事 7日間になると、多分、最終日は1日早まる予定になるのか。

小川理事 そういうことか。4日になるということか。

富本理事 はい。4日に最終日が前倒しになる。意見開陳があって、要はプラス2となる。だから、4日に終わりということ。ほかの1案、3案だと、5日のまま。

公明等々何かあるか。

渡辺理事 特に、去年と同じでいい。前回と同じで。

富本理事 4・6か。

渡辺理事 それは13年である。5・6で。

富本理事 13年度は4・6。その後はずっと4分半、5分か。要するに6分ではなかった。それで去年の理事会で時間割の話をしたときに、決算も6分でどうかという話だったが、以前も全て6分という意識が私とか小川理事もあつたが、改めて4分と6分だったということなので、それをもう1回確認をする必要があつた。

原田理事 もちろん6分ですっと押ししてもらいたい。今公明が5分・6分でどうだというのがあつたが、結局それをやっても8日間だから、日にちは一緒である。そうしたら、もう6分のままでどうか。

富本理事 6分のままと言っても、決算では全て6分で行ったことはない。以前は4分・6分であつた。以前はそうだったという話。だから、6分のままということではない。

原田理事 歳入・総括のところは。

富本理事 5分になる前は4分、歳出は6分だった。

原田理事 僕が入ったときは6分だったと思うが。

富本理事 いや、違う。

原田理事 歳入・総括のときは5分で……。

議会事務局次長 多分、歳入・総括と歳出、すべて1人5分という設定だったと思う。

副議長 平成15年はそうであった。

富本理事 だから、私の記憶でいうと、4分・6分で行っていたが、自治基本条例の特別委員会をやるときに、あれは2日ぐらいかかるので、決算特別委員会の時間を短くした。それで全部5分になったり、4分半とかになったりした。それ以後、それがずっとそのまま続いていた。それで、結局去年の話し合いのときにどうか、という話になり、6分という話になって、では6分でということで、予特も決特も6分という話になったが、以前と同じようにという話でもあったので、以前と同じというのが、改めて事務局が確認したら4分・6分だった。だから、全部6分で行った歴史はないということ、そういうことを言っている。

議会事務局長 以前が4分・6分で7日間、今回6分・6分でもしやったら8日間、5分・6分で行った場合も8日間ではあるけれども、決特最終日午前中で終わるということで、決めるのはこの場、そして議運で決定するわけだが、区長部局がこの間、今回の3定に向けてずっと話してきたのが、たまたま区制施行80周年記念の年なので、できる限り会期は少し短くお願いしたいというのがあったことをしんしゃくすると、議会事務局長の立場ではあるが、4分・6分か5分・6分。6分・6分となると、10月5日まで台湾野球団などのイベントが直前まで目いっぱい入ることが1つと、区長部局の説明員とのやりとり、相手もあってのことなので、できれば、6分・6分であればもう少し話し合いがあったほうがいいかというようなことから、5分・6分をお願いできれば区長部局は喜ぶのかなと、こんなような感想である。

富本理事 そういう意見もある。全部6分で行ったらどうだという意見もある。5分・6分というような意見もある。自民党からは何かあるか。

大熊理事 今話があった4分・6分は無理だと思うので、5分・6分か。

富本理事 原田理事とすぐる理事代理、とりあえず本年は5分・6分でお願いして、次年度以降についてはまた、5分・6分か6分・6分で協議をするという形で、今年度はそういう特殊事情もあるので、ご理解をいただけないものか。

原田理事 今まで5分・5分だった。正直、大きな会派の皆さんの意向があったわけで、6分で行うべきだと我々は主張してきたが、その一歩改善というところであれば、のめなくはないと思う。

すぐる理事代理 私もこれまでの事情を初めてきょう知ったので、そういうことであれば、

ことしに限っては一たんこれでやって、また来年の時期には考えていただきたい。

富本理事 了解した。小川理事もそれでよろしいか。

小川理事 私は多分何も言える立場ではない。

富本理事 では、大変皆様のご協力をいただき、本年に関しては、歳入・総括の部分を5分、歳出のそれぞれの款は6分ということで決定をし、歳入・総括の時間を改めてどうするのか、5分のままか6分にするのかということに関しては、以降、要するに話し合いを引き続き続行するということで、とりあえず本年に関しては、そういう形で5分と6分ということで決定をしたい。

(4) 委員の席次について

富本理事 続いて、席次についてである。こちらも一部会派の異動等もあったので、また話し合いをする必要がある。

では、事務局から説明願う。

議会事務局次長 席次については、資料3をごらんいただきたい。3つ案をお示しする。

例年のとおり、左から自民、公明、民社、ネみ、共産と並べている。

案1をごらんいただきたいが、バツのところは委員長、副委員長の席である。マルで数字が並んでいるが、これは非交渉会派の席で、ただ、1個空席が出るので、この10のうち9を使うという形になる。

あと案2、案3を添付しているので、ご議論いただきたい。

富本理事 今話があったように、注意点は、現在47名なので、 から という数字が書いてあるものの1個は欠ということになる。それで、どの案も民社以下右というか、ネみ、共産の島は全部一緒である。よって、自民、公明の側の位置をどうするかということだが、例えば仮に案1だと、あいているところが、 を多分欠にするという形になる。多分ここが欠員扱いになるような形か、あとは か か、どちらかを欠員にするというような形になるのか、そんなイメージ。案2だと か。案3だと、これも か ということ、公明が一番関係してくると思う。この辺は過去の例から言うとうかが。

議会事務局次長 2人会派が3つあるので、それがどのように決まるかによって微妙なところ。左側3つで取っていただければいいが、いや実は、 で並びたいというような話になってくると……。

富本理事 ちょっと番外だが、けしば議員、何かあるか。

けしば議員 何で前列ばかりになるのか……。

富本理事 それはちょっと別問題として、この中で何かご意見があれば。あと岩田議員も

何かあるか。

小川理事 前回、前々回は右ということで、いろいろあったが、本会議でも慣例という形がなくなった席次である。関議員との関係もあったが、ネみとうちが逆で、ネみのところにうちが入っていた。だから、うちはできれば、例年というか、新生議会になった決算、予算と同じ席を希望する。

富本理事 そうすると、ネみと民社が入れかわるようなイメージか。

小川理事 それがことしの予算と昨年の決算のときの席次であった。

富本理事 ネみもそうか。

すぐる理事代理 はい。

富本理事 去年とかの決算、予算はネみのほうがこの真ん中側だった。

小川理事 違う。もっと公明のほう。

富本委員 そこはいいが、こちらの左側のほうについて何か意見はあるか。自分のところの座るところの話はわかったが。

では、要するにネみと民社は入れかわるというか、場所が右左逆転するという形。これは民社から提案があったが、ネみもこの前と同じということによろしいか。

すぐる理事代理 今のこの案ではなくて。

富本理事 はい。今民社から提案があった案で。

小川理事 ことしの予算委員会と昨年の決算委員会が、この案のネみの席が民社側だった。だから、今までどおりの席にしていだきたいということ。

すぐる理事代理 わかった。特に問題はないと思う。

富本理事 では、そういう形で、とりあえずそこは入れかえる。

案1、2、3で、事務局としては案1が一番いいのか。

議会事務局次長 難しいが、案1と2はバツの位置がちょっとずれているだけなので、案1であればのところをバツにして、公明の委員長席になる。案2の場合は斜めになっているが、6人が並ぶような形。案1もそうである。

富本理事 案1でよろしいか。

渡辺理事 1人会派が横に来る。

富本理事 では、案2でよろしいか。案2で民社とネみが入れかえた案ということで、では、案2でそういう形で決定をさせていただく。

これについてもちゃんと事務局でもう1回きちんと作り直して、それを配るので、また個名を書いたものを9月5日までに提出を願います。

あと、非交渉会派については、事務局で改めて調整をお願いする。

(5) 資料請求について

富本理事 続いて、資料請求について事務局から説明をする。

議会事務局次長 資料4をごらんいただきたい。

資料請求は、例年と同じく、見本のとおりに資料請求を記載していただきたい。

最終面が資料請求の日程である。8月28日が告示、議案発送となるが、午後1時から資料請求の受け付けを開始する。9月5日午後5時受け付け終了という形である。これを各庶務担当課のほうに配付し、18日の午後1時に事務局に提出期限、議員には翌日、19日の午前9時各議員控室に資料を配付するという日程である。

説明は以上。

富本理事 8月28日午後1時から受け付け、9月5日午後5時締め切り、資料を皆さんに渡すのは9月19日という予定。これは、前の打ち合わせのときに、いつも資料がぎりぎりなので、なるべく早くならないのかということをお願いしたが、どうしてもいろいろ厳しいということなので、その辺はまた改めて事務局のほうも予特に向けて役所側とも調整をしていただきたい。今回はこういうことでご了承願いたい。

あと、請求数がすごく多くなってきており、また、皆さんぎりぎりに出されるので、結構事務局等も厳しい状況なので、資料請求はなるべく早目に、一遍に出すのではなくて随時出しても結構なので、早目に提出を願いたい。

《定例会の日程について》

富本理事 続いて、改めて定例会の日程について説明を願う。

議会事務局次長 資料5をごらんいただきたい。第3回定例会日程(案)ということで、会期は31日間。9月5日開会で4日間、10日まで本会議を行う。その後、常任委員会を9月11日から9月18日まで5日間、その後19、20、2日間で特別委員会を行うという日程である。その後、決算特別委員会で、先ほど歳入・総括5分、歳出6分という形になったので、8日間質疑を行って、10月4日が意見開陳、採決、10月5日が本会議という日程である。

富本理事 決算は先ほど決めていただいたが、特別委員会が今回ちょっとイレギュラーな形になっている。これは過去の理事会の中でも話し合いを経てご了解いただいている形で日程をつくった。今回は、本会議の日数についても調整している。その2点が今回の80周年に関係があるので、これまでとは少し変更があるが、これは既に理事会で決定をしていることなので、よろしく願いをする。

《本会議の会議録署名議員について》

富本理事 それでは、本会議の会議録署名議員について、説明願う。

議会事務局次長 本会議の会議録署名議員については、15番藤本なおや議員、18番田中ゆうたろう議員にお願いしたい。

富本理事 それでは、藤本議員については傍聴に来ている岩田議員に願う。それから田中議員については大熊議員、よろしくお伝えいただきたい。

《本会議の説明員について》

《一般質問について》

《発言通告について》

富本理事 続いて、とりあえず8番から10番まで全部説明願う。

議会事務局次長 本会議の説明員については、第3回定例会は決算特別委員会の関係で会計課長が入る。席は会計管理室の隣の席を予定している。

一般質問については、あすの議会運営委員会で質問予定者数をお知らせいただきたい。一般質問は、あす午後1時から31日午後5時まで受け付けをする。今定例会から通告締め切りが3日前である。あす午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合には、くじ引きで順番を決める。毎回お願いしているが、通告が最終日に集中することので、できるだけ早目に通告するようお願いする。

10番が発言通告。9月5日、本会議初日の発言通告は、9月3日月曜日午後5時まで、9月10日月曜日の中日の発言通告については9月6日木曜日午後5時まで、10月5日金曜日の本会議最終日の発言通告については、10月3日水曜日午後5時までである。

以上。

富本理事 決特があるので、会計課長が入るということ。

一般質問については、あしたの人数をお知らせいただきたいこと。今回から1日前倒しになったので、あしたの午後1時から31日の午後5時までが受け付けとなった。

非交渉会派の一般質問者数については、事務局で調査願いたい。

それから、発言通告はいつもどおりの日程なの、ご了解いただきたい。

以上、よろしいか。

《議場におけるあいさつについて》

富本理事 続いて、議場におけるあいさつについて。

議会事務局次長 議場におけるあいさつだが、第2回定例会で選任同意をされた監査委員

の岩崎英司氏が本会議開会前に就任のあいさつを行いたいということなので、よろしく
お願いしたいということである。

富本理事 これもいつものとおりなので、ご了解いただきたい。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

富本理事 続いて、区議会だよりの発行協力依頼について。

議会事務局次長 資料6をごらんいただきたい。これも毎回のとおりのお願いである。一
般質問の原稿提出、意見開陳原稿の提出についてお願いをしたい。

1枚めくって、日程である。一般質問終了後はそこで原稿の提出をお願いして、10月
4日に意見開陳の原稿提出、10月10日に初稿の入稿という形で、11月11日に発行という
ことで予定している。

説明は以上。

富本理事 これもいつもどおりなので、ご協力をお願いします。

《議会運営委員会の申し合わせ事項（案）について》

富本理事 続いて、議会運営委員会の申し合わせ事項（案）についてである。

資料7を見ていただきたい。これはこれまでの杉並区議会の歴史の中で、幹事長会、
議会運営委員会等で申し合わせた事項をまとめた一覧で、これを夏の間、上野書記の方
で取りまとめた。これは、今、議会改革特別委員会でもさまざま議会のことの話し合い
をしているが、それと連動するものでもある。そうした中で、今後、理事会においてこ
れの確認、検証を行い、議会運営の手引きとして活用し、必要に応じて理事会で改正も
行っていきたいと考えている。

これから議会改革特別委員会でもこういう形に関連するような話題も出てくる。当然、
連動していく中で、こちらの申し合わせ等も一応まとめておいたほうが、これからまた
新しい議員が入ってきた場合に、例えば例規集の後ろなんかにつけておいて、ごらんにな
っていただければ、いろいろわからなかったこともわかるというようなことがあるの
で、とりあえず今まであるものを積み上げたものがその案である。

あと、事務局としても精いっぱい見ていただいたが、中にはもしかしたら、ちょっと
これはどうだったのか、これも申し合わせじゃなかったのかというようなこともあるか
もしれないので、そういうことの抜けの確認という意味も含めて、こちらの資料をよく
見ていただきたい。きょうはこれを別にどうこうということではないが、会派で検討し
た上で、次回理事会以降、項目ごとにいろいろご意見を伺ったり、改めて確定をしてい

きたい。それとまた、議会改革特別委員会の議論のたたき台の大切な参考の資料にもなると思うので、そういう思いでいただきたい。

練馬区なんかもう既にそういう形でやっていて、各議員にも配ったりもしているので、そういう形で。うちの議会はいろいろ活発なので、改めてそういうところで確認もしておく必要があると思う。この件について、きょうは持ち帰りでよろしく願います。

《欠席届について》

富本理事 続いては、欠席届について。

これまでの届け出は、欠席理由の中に公務かどうか判断が難しいものや「出張」と書かれたものがあり、委員会等を欠席する理由としていま一度検討する必要があると考え、議題とした。

ほかに補足で事務局から何かあるか。

議会事務局次長 この提案の発端となったのが、欠席届の情報公開請求があり、23年度、24年度の情報公開請求を閲覧し、複写してお持ちになった区民がいる。その方から、欠席の理由が「出張」とあるがよくわからないということで、再度、出張とは何かという情報公開請求があった。そういった出張について取り決めをした文書はないので、該当する文書なしということで回答したが、この辺を1回整理したほうがいいのかとも思う。

富本理事 本会議等は公務なので、本来、欠席するについては、体調不良であるとか冠婚葬祭、介護・看護、いろいろあるが、なかなか公務以外は考えにくいので、よろしく願いをしたい。

これについては書式も含めて見直しも必要かと思う。その辺、事務局から意見はあるか。

議会事務局次長 いろいろな形があると思うが、それでは次回書式をこの理事会でお示しをして、ご議論いただきたい。

富本理事 今、欠席届についてちょっと話を進めてきたが、何か質問等、意見等はあるか。

原田理事 欠席した人の自筆で理由を書けばいいのかと思うが、それは何か不都合があるのか。

議会事務局次長 今もいろいろ自筆で書いてもらうような書式にはなっているが、今回「出張」と書かれていて、では出張とは何の出張なのかというのが明確になっていないようなものもあったので、後から情報公開請求が出たときに、これはこういうことで本会議なり委員会を欠席したというのがわかるような形で、例えばインフルエンザにかかった、病気療養中であったとか、体調不良であるとか、そういったもの。当然書けるよ

うな欄は設けるので、次回またご議論いただきたい。

議長 本会議を欠席して出張というのは、私はとても考えられない。ほかに何がそこまで大事な出張があって、本会議を欠席しなくてはいけないのか。これは中学生や高校生でもわかること。私はそれを見て非常に遺憾な気持ちになった、同じ議員として。本会議を休んでまで出張って、何をしに行ったのかというのは詳細に書かれていない。これからその辺はきちんとしたほうが区民に対してもよろしいのではないかと私は思う。

富本理事 議長がそういうふうに思っているのであれば、区民もそう思われる方も多いのではないかということは思うので、例えば親が死んだとかそういうことであればいたし方ないと思うが、本会議以外の大切な出張って何ということになると、なかなか説明もつかないので、欠席をするということについての改めて重みということも一応ご理解をいただいて、この欠席届の問題は考えていかなければいけない。また、あらぬ誤解を区民にも招くということになるので、その辺も含めて次回以降、書式も含めて協議をしていきたいと思うので、とりあえず今定例会については、基本的に欠席は好ましくないので、その辺を留意しながら皆、議会活動に邁進していただきたいと思う。よろしく願いをする。

では、この件については、また次回以降に書式等は話をしていきたい。

《閉会中の特別委員会の活動経過報告について》

富本理事 続いて、特別委員会の活動経過報告について、事務局から説明願う。

議会事務局次長 特別委員会の活動経過報告については、昨年の議会の新たなルールの見直しといったところで、告示日に事前配付することとした。従前は初日に特別委員長が報告をしていたが、それを書面にしたといったときに、告示日に配ってはどうかという意見があり、今そういう取り扱いをしている。ただ、実際に、前回もちょっと間に合わなかったが、今回も今日の午後、議会改革特別委員会があるので、あしたまた報告を配るといのは事務上ちょっと難しいといったところがある。たしか第2回定例会も配れなかったことがあった。

申しわけないが、考え方を整理していくと、告示日から初日まで閉会中で特別委員会が開けるとい状況になっている。そうした可能性もあるので、報告は初日に議場に席上配付するか、当日の朝、議員控室の机上に配付するということではいかがかという提案である。

富本理事 去年の新ルールの見直しの中で、特別委員会委員長の報告は、初日に口頭で委員長が報告する形から書面にした。その際、それに対しても質問をする可能性があるの

で、告示日に配ってほしいということでやってきたが、今話があったとおり、告示日から初日までに委員会も開かれる可能性がある。そうすると、その報告はまた次の定例会の報告にもなってしまうということなので、現にきょう、議会改革特別委員会は午後にある。そういう例もある。

なので、できれば告示日というのを初日にできないかというのが今の提案。それについていかがか。告示日ではなくて、初日に席上に配付をするなり控室に配るという方法にできないか、ということ。

原田理事 これは意見を言っておかなければいけない分野なので。

今、座長からも話があったが、要は、議会の時間短縮という面がすごくあって、委員長の報告というものを口頭ではなくて文書にするということにした。ただ、その際に、もしも委員長を除く他の委員から批判の出るような、少し偏った恣意的な委員長報告があった場合とかに、それをその場で指摘することができなくなってしまうのではないのか、議場で席上に配られても、あつという間に読めるわけではないので。なので、ちゃんと数日前には出すべきだということを主張したのを覚えている。やはりなるべく数日前に出すというのが筋ではないのかと思っているが、事務手続上の難しさがあるということなのか。

富本理事 それかあとは、告示日のままにしておいて、告示日から初日までに開かれた委員会はその次の報告に回すというふうに取り決めをするか、どちらかである。

議会事務局次長 はい。実際にはあした告示日なので、ただ、きょう午後改革の特別委員会をやって、あしたの告示日に一緒に発送するというのは事務的にも、委員長の確認もとらなくてはいけないので、きょう作成してもすぐとれるというものでもないの、少し遅れる。初日まで引っ張る必要はないと思うが、少し作成の時間をいただきたい。

富本理事 あと、今回はそうだが、初日の前日に委員会が開かれる可能性というのはある。それを言っている。

議会事務局次長 はい。理論上は閉会中というのは初日の前日まで閉会中なので、その間に特別委員会が開かれるという可能性は当然ある。それなのに告示日に報告を求めるといのは、それ以降は特別委員会はやらないという捉え方も、理屈の上ではなってしまうので、そういう取り決めはいかがかという面もある。

原田理事 例えば終わっているものについてはつくっておいて、それから、改革特別委員会みたいなものについては初日に出すとかというのも、事務手続上煩雑になるのか。

議会事務局次長 報告は1本で今まで考えているので、それはちょっとどういう形で……。

富本理事 新しいルールでやって、そういう事態があったので、それについては改めて取

り決めをしておかないといけない。前回の定例会前にもそういうことがあったのか。
議会事務局次長 あった。

議事係主査 前はちょうど委員会改選のときで、前日委員長になって今日提出という状態で、引継ぎも終わってない状態で新特別委員長に突然これまでの閉会中の報告だと言って確認とるのもおかしいのでは、という話で、そういう運用にした。

富本理事 これについては、さっき言ったように決めだと思う。要するに日を告示日から初日に変えて報告を変えるか、あとは要するに告示日から初日までにやった委員会は次回の報告に回すのか、どっちをとるか、どういう方法をやるのか。それから原田理事が言ったような段階制にするのかとか、その辺もあると思う。別にそこまできょう決める必要はないと思うが、今回実際に議会改革の委員会が開かれるので、この対応は、あした出せと言われても厳しいという現実がある。

原田理事 今回はそういうことであれば、しょうがないと思う。次回以降についてはどうしたものかという……。

すぐる理事代理 ちょっと悩ましいので、もう少し会派でも議論したい。

富本理事 会派での話し合いをいただきたいが、これから理事会でもどう検討するか。ちょっときょうのあしたの話なので、今回は議会改革特別委員会以外は大丈夫なのか。

原田委員 今回は全部初日でいいのでは。

議事係主査 委員長のほうに確認がとれているかどうか、確認が必要。

議会事務局次長 これから委員長に確認とる部分もあるのではないか。

富本理事 では、今回は、共産党もそう言っていただいたので、今回は初日に席上配付でよいか。

議会事務局次長 席上でよろしければ、席上で配付させていただく。初日配付であれば、席上で配付をするか各控室のほうにお配りをするか。

原田理事 それはできるのか。

議会事務局次長 それはできる。

富本理事 では、初日の朝に会派のほうへ各議員に渡すという形にする。そうしたら午前中があるので、見る時間はある。そういう形で今回は取り決める。これについてどういう形に、最終的な決めを一部変更するのかということは、また今後の理事会で話し合うことにするので、よろしく願いをする。

《その他》

(1) オリンピック・パラリンピック招致PRポスターについて

富本理事 続いてその他に移る。

議会事務局次長 オリンピック・パラリンピック招致PRポスターということで資料8をお配りした。

事務局にポスターが50部ほど、ほぼ事務局分と各議員の分が届いている。事務局のほうで用意したので、帰りにお持ちいただきたい。

富本理事 オリンピックについてはいろいろな考えがあると思うが、あとの処置は皆さんにお任せする。とりあえず議員1人あたりに1枚ずつ配るという形でお願いしたい。

(2) 議員控室について

富本理事 続いて、控室について。

議会事務局次長 会派控室については、理事会で2人会派に控室の意見も聞くようにという意見があったので、無区、創新、杉クそれぞれ部屋の希望を聞き、くじ引きをしたが、結果的に現在の部屋になったことを報告する。

富本理事 動きはなかったということである。

(3) 区議会関係例規集について

富本理事 続いて、例規集について。

議会事務局次長 昨年度、例規集を改選時に配付したが、いろいろとここ1年半ぐらいで大分改正が入ったので、新たに作成してお配りをしたい。

富本理事 例規集は新しいものになるということ。これはいつごろ配るのか。

議会法務担当係長 あしたぐらい。

富本理事 古いものはどうすればよいか。自分たちで個々に廃棄でいいのか。

議会法務担当係長 はい。

富本理事 では、新しい例規集に変わるということで、一部差しかえではなく、全部新しくなるということで、新しいものが配られるので、そちらを使っていただきたい。

本日の議題については以上だが、ほかに何かあるか。

原田理事 この間、ニュースとかで田中ゆうたろう議員が尖閣諸島に上陸したという報道がされた。区民の方から私も相当いろいろと聞かれたし、聞くところによると、区政相談課や議会事務局にも賛否両論来ている、苦情もかなりあるという話である。確かに思想信条は自由であるとはいえ、区議会議員の1人が、軽犯罪法を覚悟していたのか、そ

うではなくて、でも、少なくとも警察の事情聴取を覚悟しての行動をとるということがどうなのか。私まだこの理事会に入って間もなく、経験が少ないので、こういった場合に議会としては何か説明を求めるものなのか、どうしたほうがいいのかということで、ちょっと聞いておきたい。

富本理事 今そういう話が出たが、何かあるか。それはどういう意味か。例えば田中議員に説明を求めるのか。

原田理事 何もしないものなのか、個人的な行動ということでそのままいいものなのか。通例はこういう場合にはこういう処分をするものだとか、そういうのがあるのかどうかというのがちょっと私にはわからないということ。

富本理事 事情聴取ではなかった。要するに事情聴取というそこまで重いものではなかったという、これは報道等でもそう言っていた。とりあえず何かしらの法的なことに問われてはいない。現に彼も普通に生活している。なので、何か法律を犯しているというわけではないので、それで処分云々ということでもないかと。議会として処分するということではない。

ただ、これは別に彼の問題だけではなく、ほかの議会においても、そういうことではなく、何か道義的な問題で辞職勧告をする決議を上げる場合もあるだろうし、議会がそういうふうに意思を決めるかどうかということなので、それは皆さんの議論の中で、これは今回の例にとどまらず、例えば汚職をして、捕まっただけではないけれども、そういう見方をされた議員はやめてもらおうということで、例えばそういうことをやられた議会も過去にもどこかにあるだろうし、それは議会の意思が皆さんどういう形で決めていくか、議会のルールの中で決めていくかということはあると思う。ただ、今回のことは何かしら刑事罰に今のところ問われているわけではないので、そういうものが発生するというものでもないということはあると思う。一般論として。

議長 私、まだ本人に事実確認をしていない。私も忙しくて、本人によく話もしていないが、だから私は、どこか行くときには必ず これ、事故も何もなかったからよかった、無事帰ってきたから。これ、事故でもあって、だれかにお世話になった、そうしたら我々はどうするのかということも考えなくてはいけない。議員と同時に、我々は組織の人間でもある。議員という区議会組織。そういうことも考えたら、本人と私の時間が合ったときにはきちっと話をしようと思っている。

日の丸を背負ってああいうことをするのだから、相当な覚悟をしておくのが男だと私は思っている。それでなかったら、ああいうことはしてはいけない。きちんと皆様、こういうわけで行ってくると。幹事長も知らない、だれも知らない間に、テレビのオン

エアを見て知った。私も知らなくて、夜中にある方からお電話をいただいて知ってびっくりした。

個々の思想信条は自由だが、我々は杉並区議会議員というものを背中に背負って毎日行動している。やはりどこか行くときには、まして1泊で行くときには東京都を離れるので、そういう場合には事務局なり幹事長に一言言っていくのが、これは人の道ではないかと私は個人的にはそう思ったが、本人にまだ会っていないので、これからちゃんと時間をとって話をしたい。

富本理事 私どもの会派の所属議員なので、私どもとしても、事態は重くは受けとめている。物の考え方云々ということも、それはおいておいたとしても、一連の行動は、社会的には賛否いろいろある。いろいろなことが言われて、騒動という言葉がいいかどうかわからないが、いろいろな波紋を巻き起こした事実があるので、これについては事実確認をした上で、会派としてもみんなをよく考えなければいけない問題だと、非常に重大な事柄としてとらえている。今はそういうことで会派の見解としてはご理解をいただきたい。

原田理事 議会事務局への届け出がなく、国内とはいえ、行ったと。そうはいつでも、だれかの持ち主の場所に勝手に入っていくという行為がどうなのかというところは、やはり問われるのかなと思うが、今の議長や理事長のお話を聞いたので、会派の皆さんがいろいろとこれから議論をしていくということなので、それにお任せする。

富本理事 私どもとしては、さっき言ったように、いろいろな思想でいろいろな考え方であっても、そういう事実があって、法的には今警察で拘留されたとか、そういう事実はない。ないが、波紋を巻き起こしたということは事実で、それについては会派としても重く受けとめているので、そういう形で会派の他所属議員も重く受けとめているという反応であるということをご理解いただきたい。

ほかに何かあるか。では、次長、お願いします。

議会事務局次長 私から2点ほど報告をする。

地方自治法の改正で、それに修正案をつけて修正案が出ているということで、議長会のほうから通知が来ている。内容は、現在、自治法改正、議会関係のものが衆議院で審議をされていたところであるが、その中に政務調査費の関係の修正案が出て、8月10日に衆議院を通過して、現在参議院で審議中ということである。

その政務調査費に関する部分を説明すると、まず、政務調査費の名称を「政務活動費」とする。交付の名目を議会の議員の調査研究その他の活動に資するため、ということに改める。2点目としては、政務活動費に充てることができる経費の範囲は条例で定

めなければならない、条例に委任をする。3つ目としては、議長は、政務活動費について、その使途の透明性の確保に努めるものということになっている。

このほか、衆議院で可決された法案の中には、会期の問題だとか、臨時会の招集権等々の改正も含まれているという状況。

とりあえず今の段階で、衆議院で可決をされ、参議院に送付されているという状況であるという報告。

あともう1点。政務調査費の領収書等の証拠書類の公開ということで、平成23年度分の政務調査費の領収書等証拠書類について、7月6日と7月19日付で情報公開請求が出された。今マスキングの作業がほぼ完了したので、9月からまた公開をするということでご了承いただきたい。

私からは以上。

富本理事 では、資料を。それは自治法の件か。

議会事務局次長 はい。

富本理事 既にご存じの方もいると思うが、今、衆議院で既に可決されたものが参議院に送付されている自治法の改正案である。これは改めて国の動向を見ながら、仮に参議院で可決をされ、法律が確定をすれば、私ども地方議会にも影響があるので、またその際に杉並区議会としても、いろいろな委員会等もあるので、しかるべき対応をとっていかなければならないということでご理解いただきたい。

それから、もう1点が政務調査費の公開。いつものか。

議会事務局次長 はい。

委員長 情報公開請求が出て、9月から公開をするということである。

ほかに何かあるか。 よろしいか。

それでは、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前11時07分 閉会)